

公益財団法人 東洋食品研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 東洋食品研究所と称する。

2 この法人の英語名表記を、Toyo Institute of Food Technology (TIFT) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県川西市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、以下の事項を目的とする。

- (1) 食品に関する研究・技術開発ならびに調査を行い、併せて食品科学の研究と教育を広く助成しもって学術、科学技術の発展に寄与すること。
- (2) 文化的建築物及び歴史的史料（高碕達之助に関する）の維持・公開をもって地域社会の文化の発展に寄与すること。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品に関する基礎的調査、研究及び応用研究
- (2) 食品加工保存に関する基礎的調査、研究及び応用研究
- (3) 食品科学に関する教育活動
- (4) 研究業務の代行及び技術協力
- (5) 食品科学の研究に関する助成
- (6) 文化的建築物の保全と公開
- (7) 歴史的史料（高碕達之助に関する）の保全と公開
- (8) 不動産の賃貸
- (9) その他、前各号に関連する事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。ただし、前項第6号については兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、理事会及び評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産。

土地	宝塚市雲雀丘1丁目56番地	
	高碕記念館用地	1,135.84 m ²
建物	宝塚市雲雀丘1丁目56番地	
	高碕記念館及び建物附属設備	408.63 m ²

(保有株式)

第6条 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の決議承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 10 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

（評議員）

第 11 条 この法人に評議員 3 名以上 9 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員会会長とする。

（評議員の選任及び解任）

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

3 評議員会会長は、評議員会において選任する。

（評議員の構成）

第 13 条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任 期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給する。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を前項において定めた役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程に従って支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち2名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。
- 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員並びに会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員の構成)

- 第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第 27 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を前項において定めた役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程に従って支払をすることができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(相談役)

第31条 この法人に、任意の機関として、3名以下の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無報酬とする。

5 相談役には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

6 第4項及び第5項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に準ずる。

(責任の免除又は限定)

第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事・出席した理事のうちから選出された理事1名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第 40 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

- 2 この法人の貸借対照表の公告は、第 1 項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

三木啓史

小林公平

田中龍彦

門屋 卓
薬師寺泰藏
荒井綜一
藤井 亮

4 この法人の最初の代表理事は小山正泰とする。

5 移行の登記後の最初の理事は、次に掲げるものとする。

小山正泰
箴島 豊
阿部啓子
長谷川峯夫
今津勝宏

6 移行の登記後の最初の監事は、次に掲げるものとする。

高橋利夫 大川邦夫

7 この法人の最初の会計監査人は 監査法人双研社 とする。

8 一部変更

1) 別表第1基本財産 株式交換により株数・銘柄変更（平成25年3月7日評議員会）

2) 第5章第21条・第7章第35条（平成28年6月7日評議員会）

3) 別表第1基本財産 株式分割により株数変更（平成28年6月7日評議員会）

4) 別表第1基本財産 株式併合により株数変更（平成29年3月9日評議員会）

5) 別表第1基本財産 株式併合により株数変更（平成30年6月11日評議員会）

6) (事業) 組織改革 第4条一部改定 別表第1基本財産削除

別表第2公益事業を行うために不可欠な特定の財産を削除し、(基本財産)第5条に記載
(事業報告及び決算)第9条、(会計監査人の職務及び権限)

第27条 キャッシュ・フロー計算書削除

(議事録)第38条2項一部改定（平成31年3月7日評議員会）

7) (目的) 第3条第2号改定 (事業) 第4条第7号追加

歴史的史料（高碇達之助に関する）の保全と公開を追加（2019年7月31日評議員会）